

第 862 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 21 日開催

紫 波 町 農 業 委 員 会

第 862 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 862 回紫波町農業委員会総会は、令和 7 年 10 月 21 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 7 年 10 月 21 日(火) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 19 分

2 開催場所 情報交流館 大スタジオ

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条に係る許可処分の取り消しについて

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
(議事参与)

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
(議事参与)

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (9 名)

1 番 蒲生庄平 君 4 番 鈴木芳勝 君 5 番 山田 讓 君

6 番 佐藤武士 君 8 番 高橋伸夫 君 9 番 横沢一則 君

10 番 佐藤廣志 君 11 番 工藤姫子 君 12 番 岡市充司 君

5 欠席委員

2 番 若菜千穂 君 3 番 大沼仁志 君 7 番 菅川正 君

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

事務局次長 吉田 裕之 君

主任 藤根あけみ 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 862 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆さん、ご苦労様です。急に寒くなり暖房器具が必要となってきました。体調にはお気を付けてください。今年も全国各地で大雨による被害が発生しておりました。幸いにも当地区には大きな災害もなく、まずまずの天候で推移したのではないかと思います。稲刈りはほぼ終了したようですが、今年は猛暑と水不足により品質と収量に影響が出ているようです。正確な数値は後で示されると思いますが、品質低下や減収が心配されます。

連日、報道でクマによる人的被害が報じられています。個人的な考えですが、人里に降りてきたクマは徹底した駆除が必要と思いますが、皆さんはどうお考えでしょうか。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

欠席通告は、2番 若菜千穂委員、3番 大沼仁志委員、7番 菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において8番 高橋伸夫委員、9番 横沢一則委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が17件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 農地法第5条に係る許可処分の取り消しについて

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして3ページをご覧ください。報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が14件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

次に7ページでございます。報告第3号 農地法第5条に係る許可処分の取り消しについて2件の届けがあり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について（議事参与）、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に、■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案8ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について（議事参与）のご説明をいたします。

お手元に配布した農地法関係調査資料1ページからを併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、10月16日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、高橋伸夫農地調整小委員会委員より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（高橋伸夫君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について（議事参与）の農地調整小委員会での審議経過を報告します。

本案は、付議番号1番から3番まで、■■■■委員が譲受人となる所有権移転の審議です。

付議番号1番は、従前耕作者の耕作エリアから離れている農地であるため手放すもので、隣接農地を耕作している■■委員が買い受けるものです。

付議番号2番は、従前耕作者が体調不良で耕作できない、付議番号3番は、規模縮小をするために、■■委員が農地を引き受けるものです。

1番から3番の農地は、■■委員が耕作しているエリアにあり、効率的な作業が可能となります。■■委員は経営面積約5.6ヘクタールを経営している地域の中心経営体であることから、今後も良好な耕作管理が期待されるため、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

高橋委員より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について（議事参与）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案9ページになります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、ご説明をいたします。

農地法関係調査資料は7ページからになります。併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、10月16日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番の当該地は、平成29年から営農型太陽光発電設備が設置されている農地であり、下部農地では「畑わさび」の作付けがされておりました。近年、従前耕作者が耕作できなくなっていたため、耕作者を変更するものです。

新たに耕作をするのは、農地所有適格法人であり、使用貸借によって「カボチャ」を作付けする計画です。太陽光発電設備の下での栽培管理となるため、栽培に工夫が必要であるが、他の農地での栽培実績もあるため、今後、適切な管理がされることを期待し、許可相当であると判断いたしました。

農地調整小委員会では、この案件は農地の最適化を図ることや、地域との調和要件等についても、総合的に勘案し、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

○8番（高橋伸夫君）

万次郎カボチャは、すでに洋野町で栽培されていて、その状況について洋野町に確認するとのことだったと思いますが、その点はどのようなになったのでしょうか。

○主任（横沢三重子君）

■■■■■■■■から栽培状況の写真が送られてきて、事務局で確認しました。洋野町では比較的きちんと耕作されていて、写真は後でご覧いただきたいと思います。耕作していることは間違いなく、大口で取引があるようです。本日、出入り口付近に商品がありますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

○議長（岡市充司君）

8番委員よろしいでしょうか。補足ですが、去年の常設審議委員会では、同じ事業者から営農型太陽光発電に関し梅を栽培する申請があり、現地確認を行った案件があ

りました。その際、営農型太陽光発電のカボチャ栽培も見学したが、行ったときはうまく栽培していました。ある程度間隔を開けないと機械作業が難しいそうです。結局、営農型に梅は適さないとなり申請は却下となりましたが、洋野町は営農型太陽光発電が多い地域です。カボチャについては、今回は販売先の目処もあり、ある程度計画的と考えられます。

○議長（岡市充司君）

ほかに質疑はございますか
（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案10ページになります。議案第3号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について、ご説明をいたします。農地法関係調査資料は9ページになります。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、10月16日の農地調整小委員会でご審議いただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第3号 用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、譲渡人が離農しておりますが、牧草地として貸していた農地を返却されたことで、近隣を耕作している譲受人に売却を申し出たところ、引き受けてもらったものです。譲受人は経営面積20ヘクタール以上を耕作している認定農業者であり、営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であ

り、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 土地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に、■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第4号 農地法第4条による許可申請に対する意見の決定についてのご説明します。議案11ページをご覧ください。また、別添調査資料は10ページからとなります。

（議案書朗読）

以上の件につきまして10月16日に現地調査を実施しております。調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会した佐々木正明農地利用最適化推進委員より現地調査の結果について報告願います。

○農地利用最適化推進委員（佐々木正明君）

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、10月16日に佐藤ゆりこ推進委員、事務局長と私の3人で現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

付議番号1番は、既存の住宅敷地に近接している農地で、ほかの農地への影響もなく、農地転用に支障はないものと見てまいりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条による許可申請に対する意見の決定について(議事参与)
は、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

(■■委員 復席)

○議長(岡市充司君)

日程第8 議案第5号 農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、を
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任(藤根あけみ君)

議案12ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたし
ます。別添調査資料は13ページからとなります。

(議案書朗読)

以上の件につきまして10月16日に現地調査を実施しております。調査書に記載
のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会
意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実
施しておりますので、立会した佐々木正明農地利用最適化推進委員より現地調査の結
果について報告願います。

○農地利用最適化推進委員(佐々木正明君)

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、10月
16日に佐藤ゆりこ推進委員、事務局長と私の3人で現地調査をしてまいりましたので
ご報告いたします。

付議番号1番は、大分以前に開発された宅地であり、自分も農地を見回りする際に
現地を見ていました。既存宅地であり周辺農地に影響はなく問題はないと見てまいり
ました。以上になります。

○議長(岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり。)

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 862 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 19 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員